

験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、2004（平成16）年度からは、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

（3）ファミリー・サポート・センターの設置促進

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2006年度は480か所で実施されており、子ども・子育て応援プランでは2009（平成21）年度までに710か所で実施することを目標としている。

第4節 家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものである。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されている。このような状況の中で、家庭教育の重要性に鑑み、2006（平成18）年に改正された教育基本法においても、新たに家庭教育の規定（第10条）が設けられた。

家庭の教育力の向上を図る上で、親が、親としての学びや経験を通じ、家庭教育についての理解を深めることが重要である。

このため、乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用し、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設するほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

また、子育てに関する一人ひとりの親の身近なヒント集として、家庭教育手帳を作成し、子どもを持つ全国の親に配布している。2006年

度からは、新たに、子どもの生活リズムの章を設け、従来の食育に関する内容に加え、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活リズムの向上に関する記述を追加するなど、内容の充実を図っている。



父親の家庭教育参加を考える集い（茨城県）

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育に関する学習機会や情報の提供とともに、地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備が重要である。

このため、子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や

情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2005（平成17）年度からは、子育てについて学ぶ余裕のない親や、子育てに対して不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親などが、いつでも、どこでも、気軽に学習をしたり、相談をしたり、身近な子育て情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンなどのITを活用した先進的な家庭教育支援の取組を推進してい

る。

3 子どもの基本的生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、2006（平成18）年度から、生活リズム向上に関する全国的な普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究を行っている。また、地域ぐるみで生活リズムの向上を図るため、PTA等の様々な関係団体の協力を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導

等の支援を行う高齢者活用品育支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍されている。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が施行され、その後2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正され、制度的な対応についても充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、2006（平成18）年度には、37,343件（速報値）となるなど、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。

2 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経

験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、深刻な影響をもたらすこともある。このため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

発生予防に関しては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による援助、技術支援等を行う「育児支援家庭訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備

早期発見・早期対応に関しては、市町村における要保護児童対策地域協議会（子ど